

松川町農業振興会議

第3回 会議 次第

日時：令和4年9月30日 午後7:00～8:30

場所：松川町交流センターみらい

1. 開 会
2. あいさつ
3. 副会長の選任 _____
4. 報告事項
 - (1) それぞれの会での事業実施進捗状況について
5. 協議事項
 - (1) 新たに設立する農業法人の方向性について
 - (2) 松川町農業基本計画（仮称）の策定について（素案）
5. 各団体からの報告、提案について

次回の会議開催予定

農業振興会議

令和4年12月 日（ ）18:30～

6. 閉会

松川町農業振興会議委員名簿		R4.7
所属組織等	氏名	備考
松川町農業委員会 会長	松下敏章	会長
松川町農業委員会 会長代理	北林 秀昭	
松川町農業委員会	北沢ひろみ	
松川町議会総務産業建設委員長	中平 文夫	
松川町議会議員総務産業建設副委員長	大蔵 洋	
JAみなみ信州農業協同組合理事	木下 稔	
JAみなみ信州農業協同組合松川支所長	古瀬 聖史	
生産組織の代表 松川ファーマーズクラブ会長	宮澤 明歩	
生産組織の代表 人と自然にやさしい農業連絡会	米山 春彦	
若手農業者の代表 若武者代表	矢野 悟	
松川町認定農業者連絡会会長	関 悟司	
長野県農業経営士協会理事	宮澤 喜好	
長野県法人協会理事	中平 義則	
長野県農薬士協会理事	大島 崇	
くだもの観光協会会長	熊谷 宗明	
有機農業研究会	山田 正明	
女性農業者の代表 農村女性ネットワーク会長	寺澤 圭子	
女性農業者の代表 JA女性部長	吉沢 良子	
女性農業者の代表 長野県農村生活マイスター	宮澤 千文	
南信州農業農村支援センター係長	木下 倫信	
J A松川支所営農課 課長	坂巻 勲	
町建設水道課 課長	原 高広	
町建設水道課 主査	後藤 正雄	
町産業観光課 課長	田中 学	
町産業観光課農林係 係長	米山 敏	
町産業観光課農林係 主事	宮澤 風香	
町産業観光課農業振興係 係長	宮島 公香	
町産業観光課農業振興係 主任	小沢 香織	
町産業観光課農業振興係 主事	原 恵	
農地利用調整推進員	佐藤 光吉	
農地・経営相談員	下平 隆司	
就農相談員	佐藤 広利	
J A松川支所営農課 営農支援センター	橋場 幸子	

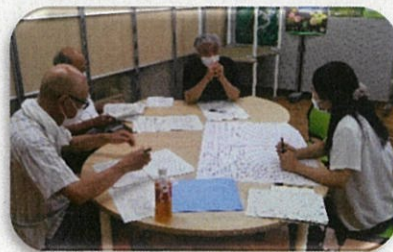
農業振興会議・ゆうきの里を育てよう連絡協議会の進捗状況について

令和4年8月までの状況

1. 会議の経過・今後の予定

松川町農業振興会議		松川町ゆうきの里を育てよう連絡協議会	
第1回合同会議	R4. 6. 2		
<ul style="list-style-type: none"> ・課題の共有 アドバイザー吉田太郎氏より「温暖化回避に必要な農業」についてお話しいただきました。 ・法人設立の目的 2回目以降にまとめていくとしました。 ・各種振興支援事業の案内 			
第2回会議	R4. 7. 29	第2回会議	R4. 7. 1
<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興事業の状況報告 ・法人設立先進地事例の確認 ・法人が担う事業について検討（ワークショップにて話し合い5組に分かれて実施） 		<ul style="list-style-type: none"> ・映画「いただきます」26分上映 ・事業の進捗状況報告 ・有機農業先進地事例の確認 ・視察研修参加者の選定 2名確定 ・5ヵ年計画の検討 	
第3回会議	R4. 9. 30	第3回会議	R4. 9. 28
<ul style="list-style-type: none"> ・第2回からの継続内容検討 ・農地の選定基準、管理方法について ・みらい(営農支援)で実施する事業との連携内容 ・人事についての検討（中心的人物の選定） ・法人の形態について検討 		<ul style="list-style-type: none"> ・第2回からの継続内容検討 ・視察研修の報告 	
第4回会議	R4. 12	未定	第4回会議 R4. 12 未定
<ul style="list-style-type: none"> ・第3回からの継続内容検討 ・R5に向けての事業計画検討 		<ul style="list-style-type: none"> 第3回からの継続内容検討 R5に向けての事業計画検討 	
第5回合同会議	R5. 2	未定	第5回合同会議 R5. 2 未定
<ul style="list-style-type: none"> ・定款・予算案の作成 ・法人の立上げについて最終確認・R5事業計画の共有 			
令和5年3月 法人設立 オーガニックビレッジ宣言実施			

※ 7/29に開催のワークショップでは、13名の委員の皆さんと、事務局7名が参加し話し合いを行いました。まとめた内容は次ページへ。



目的・活動・人員	1.	2	3	4	5	課題・何をどのようにすれば進めることができるか
・優良農地を次世代の就農者に繋いでいくための栽培管理	×	○	○	○	○	2.リスクが大きすぎる 利益を出すことが大変だ 3.最低限の栽培管理 組織の運営財源確保・人材の確保 5.人員の確保・お金
・残すべき農地を次世代の就農者に繋いでいくための農地維持管理	○	◎	○	◎	○	1.果樹を継続できない場合を遊休農地にしない為 組織に信頼がないといけない。 どうやりくりしていくか(人づくり) 2.法人の労働力・運転資金・品目転換も考慮して 3.新規就農への継承 4.人材・農機・財源 5.人員の確保、お金
・新しい品目や新しい栽培方法などを広めるための試験的活動	○	×	×	×	○	
・農作業受託(草刈り、剪定等)	○	◎	×	○	○	1. 果樹を継続できない場合を遊休農地にしない為 実動(どれだけのスタッフを確保できるか) 機械を扱える人が必要 機械を法人で所有持ち主が操作する 2.剪定は技術が必要・お金を払ってまで委託するなら、貸した方がよいのでは・プ ラス紹介することもないのでは
・新規就農者の研修受け入れ	○	×	×	◎	○	4.定住住宅の確保・里親の充実・指導者 5.受け入れするにはコンサルタントが必要ではないか
・農業体験希望者の受け入れ	○	×	×	○	×	
・各種補助事業の申請支援	○	×	×	×	×	
・指導者(農地管理者)	○	×	○	○	○	3.地域の様子がわかる人
・農業コンサルタント	○	×	×	×	○	
・退職して農業を始める人への支援	○	×	×	×	×	
・空き農地での果樹以外の栽培管理	○	×	×	○	×	
・生産性の高い農地に整備	○	◎	×	○	×	1.高齢者・女性・子供でも作りやすい圃場へ ジョイント・高密度など今の育て方 に基盤整備により次につなげやすい 初期投資がかかる 2.新品目の導入・新技術の導入 新しい担い手は古い技術には馴染まない 梨ジョイント栽培・りんご高密度栽培等の導入
・次世代に繋ぐため、小中学生の学 びの農地	○	×	×	×	×	

・環境保全型に特化した法人 (SDG sの観点から)	○	△	×	◎	○	2.特化を配慮した法人 4.取組への支援(ブランド・機械など)・情報 ゆうき給食とどけたい隊を増やす 意識改革の推進 (体験学習) 5.難しいけど、必要なことだと思う
・研修の実証圏場	×	×	×	○	○	
・販売管理	×	×	×	×	○	
・鳥獣害対策	×	×	×	○	×	

2. 各グループの発表

1	○を多く書きましたが、人数や予算のこともあるので、3つに絞るといっているのであれば、新規就農者や農地の維持管理、生産性の高い農地への整備が必要不可欠と考える
2	栽培管理で行う法人は、赤字補填が生じた場合どこで行うのかリスクが大きいため、農地の維持管理と農作業受託を主要な業務とする法人を検討することが良いのではないかと。 農地の維持管理と生産性の高い農地への整備は、関連性が高いので併せて検討しても良いと思われる。
3	次世代の就農者へ継承していくために農地の最低限の維持管理は必要となるが、組織の運営資金・人材確保が課題となる。 農地の管理者は地域の様子がわかる人材が必要。
4	農地の維持管理には、人材、農機具、財源が必要となる。それはどういった方法で工面できるのかを考える必要がある。次の担い手に繋ぐため、新規就農者の受け入れは必要と思う。住宅確保、里親の充実、指導者が必要となる。そういったところを法人が担えてほしいのではないかと。環境保全型にも力を入れたい。現在、活動中のゆうき給食とどけ隊のメンバーを増やし、意識改革の推進も必要ではないかと思う。
5	可能であれば、すべて入れてもらいたいものばかりであるとの意見だったが、一人3つ手を挙げて絞っていった。 一人でも手が挙げたものは○にし、その後、農地の維持管理・新規就農者の受け入れ・環境保全型の3つに絞った。 ・はじめは栽培管理についても必要とこのことであつたが、遊休農地や耕作放棄地を解消し、次につなげていく農地として考えていくと、農地の維持管理の方が必要ではないかとのことで落ち着いた。どちらにしろ、誰が維持管理を行うか、そのお金はどうするかが課題になってくるのではないかと。 ・新規就農者の受け入れに関しては、技術もそうだが経営のノウハウ等についてコンサルなどが必要ではないかと考える。 ・環境保全型について、“特化した”とすると強い気がする。難しいことだと思うが、今後を考えると、環境についても入れていくことが望ましいと思う。

2. みどりの食料システム戦略推進交付金 有機農業産地づくり推進緊急対策事業

令和4年4月12日 交付決定前着手届提出
 令和4年7月25日 交付申請書提出
 令和4年8月5日 交付決定通知 10,000,000円

3. 事業進捗状況

4月～	栽培&指導者研修会月1回  SOFIX 土壌診断・施肥設計開始 オンライン診断の実施
5月23日	菌ちゃん先生こと吉田俊道さん講演会&圃場体験会 
6月12日	第1回水辺の環境調査（慣行・有機圃場の様子を確認）
6月～7月	映画「いただきます」中央小学校上映会
6月20日	北小 3.4年生による田んぼの環境調査 
7月～	学校給食への食材提供開始
7月31日	食育PR イラストレーター 326さんの デザインでスクリーン設置 
8月8日～10日	九州視察

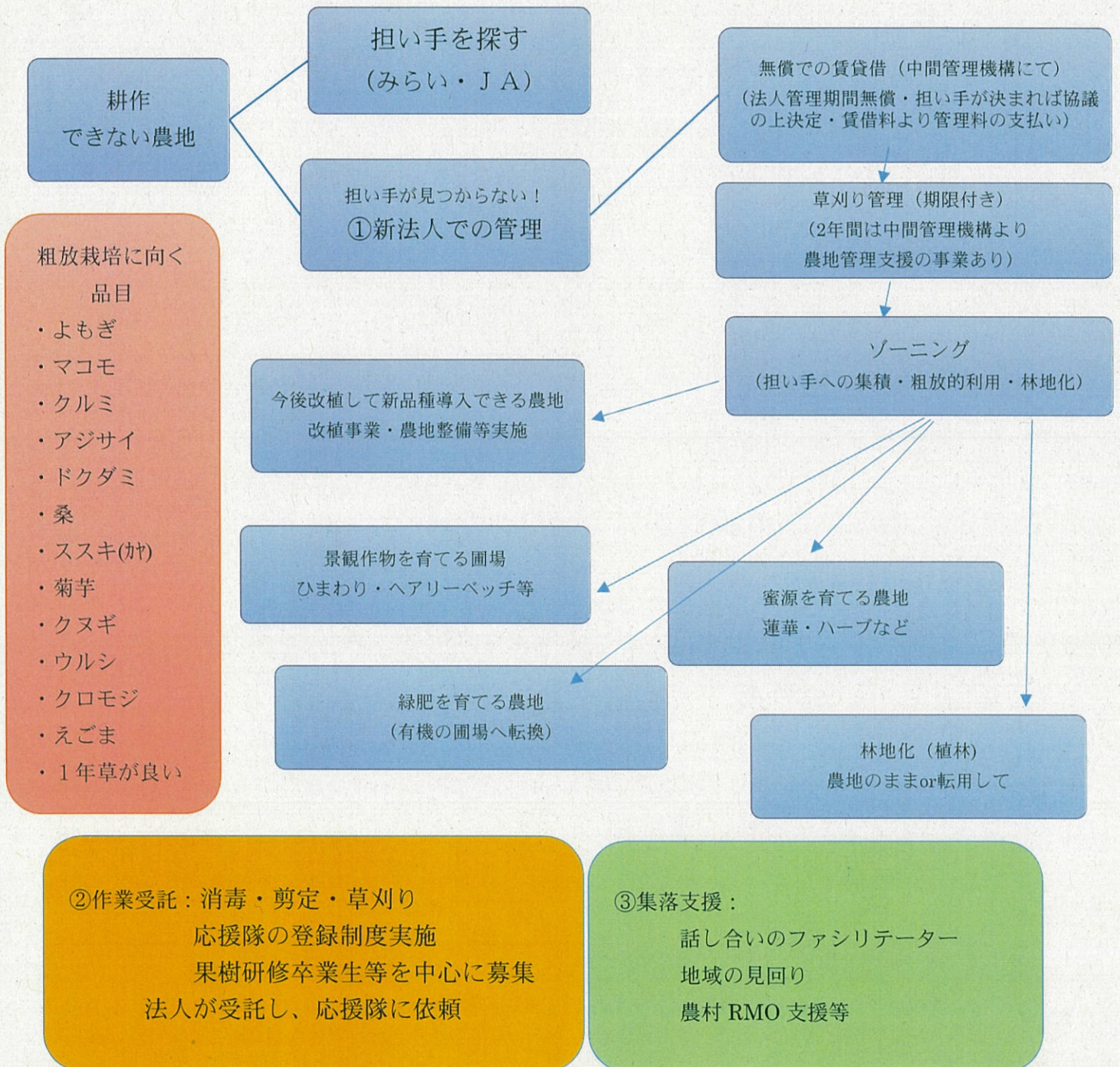
松川町ゆきぎの里を育てよう協議会 有機農業産地づくり推進事業 スケジュール

	3年度(2021)			4年度(2022)												備考	
	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3
(1)有機農業実施計画の策定 イ有機農業実施計画の策定に向けた取り組み ア)検討会の開催																	
①5か年計画策定委員会 ②視察研修会 ③専門家による指導																	
(イ)試行的な取り組みの実施 1生産関連の取組																	
①栽培・指導者研修会 (自然農法交際研究開発センター) 2名 指導者研修会実施 年12回																	
②土壌診断 (SOFIX農業推進機構)																	
③果樹の有機栽培の検証 ブルーベリー・ヘーゼルナッツ・りんご(試験的栽培者の選定)																	
2流通、加工関連の取組																	
①スーパー等との商談会 マルシェとあわせて																	
3消費関連の取組																	
①食育の取組																	
食育の日(小中学校) 映画上映&ワークショップ/ガラス及び学年ごとに行ってきたますの視聴&ワークショップ 栽培体験 圃場見学 保護者アンケート																	
②安定した販売・多様な売り場確保 給食への提供 病院への提供 保育園への食材提供 稲市部への食材提供/スーパーと交渉 消費者アンケート実施																	
③オーガニックマルシェへの出展・開催																	
④環境調査・学習会 生き物調査 田んぼ1か所 各種講演会の開催 啓発活動																	
②集荷場の設置 ③加工品の開発販売 ④栄養分析 ⑤スマート農業 ⑥果樹栽培を環境保全型農業として推進するために...																	

1. 新たに設立する農業法人の方向性について

(1) 法人が担う事業形態のイメージ

ワークショップの中で提案されてきた案によって下記の目的に集約しました。
残すべき農地を次世代の就農者に繋いでいくための農地維持管理を主に考えています。



(2) 法人の形態例について

○非営利活動法人とする NPO法人 又は 一般社団法人 農地を所有しない（農地所有適格法人にはならない） 農地の賃貸借を行うため、 1名 以上が農業の常時従事者であることが必要 1～2名を集落支援制度での雇用を実施（責任者・経理担当者）		
	NPO 法人	一般社団法人
設立にかかる期間	3～5ヶ月	2～3週間
設立に必要な人数	10人以上	2人以上
設立に必要な役員数	理事3名以上 監事1名以上	理事1名のみでも可
役員の子族規定	あり	なし
設立に必要な経費	0円	約11万円
活動内容の制限	あり	なし
所轄庁への報告義務	あり	なし
情報公開の義務	あり	なし
税制上の優遇	税法上の収益事業のみ課税	非営利型ならNPO法人と同じ
資本金	なし	なし
必要な農機具	SS（緊急時レンタル可）・剪定機具・草刈り機械（乗用・刈り払い・斜面用）	
実施者	登録者による作業実施（法人が受け、登録者に依頼） 募集（一線を退いた農業者及び果樹研修卒業生等中心に声かけを行う）	
経費負担	集落支援員制度を活用し、報酬費、運営費、活動費として実施。 補助金等：各種補助金の申請を行い事業実施 ※農山漁村振興交付金（最適土地利用対策）を検討	
収入	作業受託手数料・委託料等・寄付金・ 農地管理事業費・貸付できた際の管理料等	
町との連携	農村観光交流センターみらいを拠点とし、町と連携して事業を実施。	

(3) 法人の責任者及びスタッフについて

取り組みを始める際の事業内容を確定し、中心となっていたただける方の選任が必要です。

- ・ 地域の実情に詳しい方
- ・ 農作業のノウハウがある方
- ・ 集落支援員には元公務員、元教員の方が多いようです。
- ・ 元農協職員を希望する声もあります。
- ・ NPO 法人の場合、10人以上の発起人が必要です。

NPO 法人設立に必要な準備

- ・活動の業種を確認（20 の活動目的から選択） ・ 設立発起人会を開く
- ・ 設立総会を開く ・ 設立認証の申請を行う（県民文化部 県民協働課）
- ・ 法人設立の登記の登記を行う ・ 法人設立を届け出る（県民文化部 県民協働課）

集落支援員について

- ・ 地域の実情に詳しい人材で、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材を委嘱。
- ・ 集落支援員が、集落への「目配り」として、集落の状況把握、集落点検の実施、住民と住民、住民と市町村の間での話し合いの促進等を実施。
- ・ 支援員 1 人あたり 430 万円を上限（報酬および活動費ふくむ）

(4) 取り組みを行う地域例について

松川町の遊休農地データ 全面積 239ha
 元大島 24ha 大島 22ha 上片桐 74ha 生田 110ha

当初の素案では上片桐を中心的に考えたいとしていました。

上片桐の遊休農地の内訳

1.除草管理されている農地	2.荒廃が予想される農地	3.荒廃が進んでいる農地
53ha	5ha	16ha

地区ごとの面積	1.除草管理されている農地	2・3 を合わせた面積
大沢南部・北部	24ha	7ha
上町・中荒町・町谷・清北等	15ha	7ha
諏訪形・城・大栢・鶴部	14ha	7ha
計	53ha	21ha

※ 大沢地区では、令和 2 年 3 月に実質化された人農地プランが策定されており、目標に向け取り組みを行うには良いのではないかと考えています。

令和 5 年度からは農地の利用目標を地図にとして作成する地域計画の策定が求められています。

※ NPO 法人スタッフに話し合いに参加いただき、事業計画の策定を行い事業が実施できるとよいかと思えます。

※ 農地を借りて事業を実施する地域を大沢地区とし、農地を集約化、ゾーニングを行い各種支援策の利用を検討するとよいかと思えます。

※ 上片桐大沢地区を皮切りに事業を進め、各地区での取り組みに広げられればと考えます。

※ 農村型地域運営組織（農村 RMO）形成推進事業では、地域で話し合われた将来ビジョンに基づき、支援が行われます。地域での集落営農組織が形成され、地域での持続可能な農業を支援できる法人とし、ともに動ける組織となればと考えています。

※ 農山漁村振興交付金（最適土地利用対策）の概要

① 事業内容

重要な地域資源である農地について、地域ぐるみの話し合いを通じ、荒廃農地の有効活用や農地の粗放的な利用を行うモデル的な取組を支援することにより、土地利用の最適化を推進します。

2. 低コスト土地利用支援事業（粗放的農地利用事業）

再生可能な荒廃農地及び荒廃のおそれのある農地を含む地区を対象に、放牧、蜜源作物、緑肥作物、省力作物、植林等による粗放的利用に取り組むモデル地区を支援します。

面積要件 実施地区面積おおむね 10ha 以上（中山間地域はおおむね 5ha 以上）

整備対象農地面積 0.5ha 以上

補助率 ソフト定額（1 地区交付額上限 250 万円）

対象経費：資料の把握、区画形状・用水計画の検討、計画平面図作成

専門家の派遣、ワークショップ ・ 先進地視察、研修

最適土地利用計画及び整備計画の策定

蜜源・緑肥・省力作物（種苗費、管理経費等）・植林（苗代、管理経費等）

省力化機械の導入

ハード定率（平地 50%、中山間地域 55%、交付額上限 600 万円）

※1 工区あたりの事業費は 200 万円を上限とする

② 実施主体

市町村、農業委員会、JA、土地改良区、地域協議会、地域運営組織、農地中間管理機構

③ 事業実施期間

原則 2 年以上 5 年以内

農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用対策

【令和4年度予算額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

＜対策のポイント＞

地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しするため、地域ぐるみの話し合いを通じ、重要な地域資源である農地の有効活用や粗放的な利用によるモデル的な取組を支援し、土地利用の最適化を推進します。

＜事業目標＞

地域コミュニティ機能の維持や強化に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区〔令和8年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農地等活用推進事業

市町村や地域協議会等が、重要な地域資源である農地等を有効活用するため、地域ぐるみの話し合いを通じ、生産基盤や周辺環境を整備するなど、地域の特性を活かした農業の展開や地域資源の付加価値向上を推進します。

- ア 専門家を入れた話し合いや地域の特性を活かした最適土地利用計画等の策定
- イ 水田の畑地化や高収益作物の導入等に係る農地の簡易な整備
- ウ 農業用ハウスや簡易トイレ等農業参入しやすい環境の整備

2. 低コスト土地利用支援事業

市町村や地域協議会等が、重要な地域資源である農地等を低コストで維持するため、粗放的な利用（放牧や環境保全効果が期待される蜜源作物等）によるモデル的な取組を支援するとともに、食料不足等の有事を想定し、当該農地の生産性や有用性を検証します。

① 粗放的農地利用事業

- ア 専門家を入れた話し合いや粗放的利用に係る最適土地利用計画等の策定
- イ 粗放的利用を行うための農地の刈払いや電気柵等条件整備
- ウ 蜜源作物等の種苗費や省力化機器の導入等粗放的利用の実証
- エ 保全すべき農地周辺部における鳥獣緩衝帯機能を有する計画的な植林等

② 生産性検証（食料自給力確保）事業

- ア 専門家を入れた有事を想定した安定的な食料生産の実証計画の策定
- イ 食料生産の実証及び実証に必要な必要となる農地の簡易な整備

＜事業の流れ＞

1/2, 定額等



※ 下線部は拡充内容

地域コミュニティ機能の維持・強化、農山漁村の活性化・自立化

＜事業イメージ＞

農村における多様な土地利用方策の取組支援

- 【専門家を入れた話し合い】
- 【蜜源作物の取組】
- 【土地利用計画、整備計画の策定】
- 【放牧の取組】
- 【農地の簡易な整備】
- 【生産性の検証】
- 【高収益作物の導入】
- 【鳥獣緩衝帯機能を有する植林】

集落支援員について

集落支援員

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施

※令和2年度 専任の「集落支援員」の設置数 **1,746人** ※自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 **3,078人**

<専任の「集落支援員」の属性> 約4割が60代、約5割が元会社員・元公務員・元教員、約9割がそれまで暮らしていた地方自治体で活動

・地方自治体⇒集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進(下記フロー図のとおり)

・総務省 ⇒地方自治体に対して、**財政措置(特別交付税措置)**、情報提供等を実施

<特別交付税措置>

○措置額 …… 集落支援員1人あたりの上限額 ・専任※ **430万円** ・兼任 **40万円**

※兼任の場合であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上である旨を設置要綱等に規定して委嘱する場合を含む。

○対象経費… ①集落支援員の設置に要する経費、②集落点検の実施に要する経費

③集落における話し合いの実施に要する経費

④地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策に要する経費

地方自治体の取組のフロー

■集落支援員の設置

- ・地方自治体の委嘱により「集落支援員」を設置。
- ・集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

集落支援員による支援

■集落点検の実施

- ・集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、集落点検を実施

■集落のあり方についての話し合い

- ・住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進(「集落点検」の結果を活用)

《集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策》

- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保、②都市から地方への移住・交流の推進、③特産品を生かした地域おこし、④農山漁村教育交流、⑤高齢者見守りサービスの実施、⑥伝統文化継承、⑦集落の自主的活動への支援 等

総務省

支援

農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)のうち
農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業 ～地域で支え合うむらづくりの推進～
 【令和4年度予算額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

＜対策のポイント＞

中山間地域において、複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成により地域で支え合うむらづくりを推進するため、農村RMOを目指してむらづくり協議会等が行う実証事業等の取組や協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組に対する支援を実施します。

＜事業目標＞

農用地保全に取り組み地域運営組織（100地区 [令和8年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 農村RMOモデル形成支援

地域協議会等が作成する**将来ビジョン**に基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援にかかる**調査、計画作成、実証事業**等の取組を支援します。
 【事業期間：上限3年間、交付率：定額】

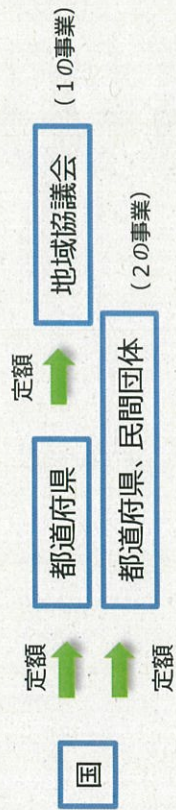
2. 農村RMO伴走支援体制の構築

農村RMO形成を効率的に進めるため、**中間支援組織の育成**等を通じた都道府県単位における**伴走支援体制の構築**や、各地域の取組に関する**情報・知見の蓄積・共有、研修**等を行う**全国プラットフォーム**の整備に対して支援します。

農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

＜事業の流れ＞



※下線部は拡充内容

＜事業イメージ＞

農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ



- 複数の集落による集落協定等と自治会など多様な地域の関係者が連携して協議会を設立
- 地域の話し合いにより、農用地の保全、地域資源の活用、農村の生活支援に係る将来ビジョンの策定

農村RMOモデル形成支援

【支援対象】

- ・調査・分析
- ・計画作成
- ・実証事業 等

【事業対象分野】

地域資源活用

農用地保全

生活支援



農地周辺・林地の草刈り作業

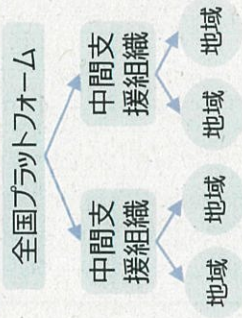


直売所を核とした域内経済循環

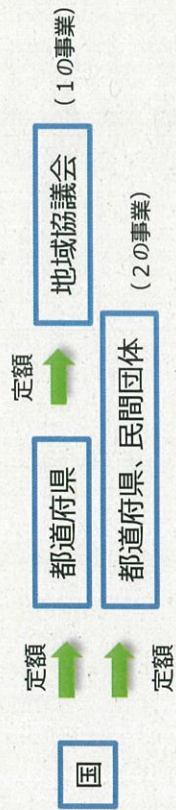


集荷作業と併せた買い物支援

農村RMO伴走支援体制の構築



＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

松川町農業基本計画（仮称）の策定について（素案）

1. 経過

松川町では、新規就農者の受け入れや農業法人への農地の集約化などにより、農地の流動化や集積を進め、遊休農地の発生抑制を進めていますが、昨今の世界の情勢による、燃料や肥料・資材価格の高騰や気候変動による、農産物の生育へも影響など農業を持続するには厳しい状況が続いています。

そのような中、今年度は農地を新たな担い手へ継承するために農地の維持管理を目的とした、農業法人の設立の検討や有機農業産地づくりなど、新たな取り組みも始まりました。

平成30年3月に松川町の農業の中期的な農業振興施策を審議するため「松川町農業振興会議」が設立され、令和2年12月には「ゆうきの里を育てよう連絡協議会」が発足し、環境保全型農業を進めることになりました。

今後の松川町の持続可能な農業の未来のため、農業振興や農業技術・普及、担い手対策、遊休農地対策、農地整備など、松川町の農業全般について、町の指針となる「松川町農業基本計画」（仮称）の策定が必要です。

2. 審議機関

松川町農業振興会議に審議をお願いする。

3. 計画期間

令和6年～令和9年

松川町第6次総合計画の初年度（令和6年度）合わせ、総合計画を上位計画とする個別計画として策定します。

4. 審議期間

令和5年度 農業振興会議野における審議に加え、数回のワークショップやパブリックコメント等を実施予定。

※ 長野県食と農業農村推進計画等と整合を図り、町の食育推進計画、環境基本計画、景観基本計画と連携します。

松川町農業振興会議設置要綱

(設置)

第1条 松川町農業の中長期的な農業振興施策を審議するため、松川町農業振興会議（以下「振興会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 振興会議は、次の各号掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 松川町が実施する農業振興施策に関すること。
- (2) 松川町が実施する農業の担い手対策、遊休農地対策、人・農地プランに関すること。
- (3) 松川町営農支援センター（以下「支援センター」という。）の運営に関すること。
- (4) 支援センターが行う各種事業の充実及び利用促進に関すること。
- (5) 支援センターに係る調査、研究及び企画、立案。
- (6) 支援センターの目的達成のため必要な事項
- (7) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(委員の構成)

第3条 振興会議の委員は、町長が委嘱した次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 松川町農業委員会の代表
 - (2) みなみ信州農業協同組合の代表
 - (3) 農業関係団体の代表
 - (4) 県農業法人及び経営士協会代表
 - (5) くだもの観光交協会代表
 - (6) 女性農業者の代表
 - (7) その他、必要に応じ、町長が必要と認めた者
- 2 事務局は、次の各号に掲げる組織の職員を充てる。
- (1) 長野県農業農村支援センター
 - (2) 松川町産業観光課
 - (3) 松川町建設水道課
 - (4) みなみ信州農業協同組合松川支所営農課

(役員)

第4条 振興会議に、会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会議を総理し、その議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。
(庶務)

第7条 会議の庶務は、産業観光課において行う。
(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

8/8～10 九州視察概要 松川町ゆうきの里を育てよう連絡協議会

・・・視察行先・・・

宮崎県 綾町:薬膳茶防オーガニックごうだ
綾町役場 有機農業振興係

大分県臼杵市:臼杵市役所 有機農業推進室
臼杵市土づくりセンター

長崎県佐世保市:菌ちゃんファーム



所属組織等

松川町長
松川町議会議長
松川町議会総務産業建設副委員長
松川町農業委員会
松川町農業委員会
ゆうき給食とどけ隊副会長
学校栄養士 中央小
学校調理員 中央小
応募者
応募者
チャンネルYOU職員
アドバイザー 元長野県有機農業推進担当
アドバイザー 自然農法国際研究開発センター
町産業観光課農業振興係 係長
町産業観光課農業振興係 主任
町産業観光課農業委員会事務局

氏名

宮下 智博
黒沢 哲郎
大蔵 洋
北沢 ひろみ
大場 健彦
牛久保 二三男
木下 めぐ美
村松 朋子
北沢 秀公
藤津 和寛
柴田 結希
吉田 太郎
岩石 真嗣
宮島 公香
小沢 香織
宮澤 風香

みどりの食料システム戦略推進交付金 有機農業産地づくり推進緊急対策事業

8/8 宮崎県綾町



薬膳茶防オーガニックごうだ 郷田美紀子さんのお話し

拡大造林がはじまる時代に、微生物がいて、いのちが循環する照葉樹林伐採に反対
綾町はユニークなまちづくりをしてきた。私の父(郷田實)が町長になったとき、国をあげ
て(照葉樹林の)山を杉の山に変えようとしていた。このとき「これは誰のためにか」と父
は疑問を呈した。もちろん、99.9%の町民が父に反対した。

夜逃げの町に背筋を通す倫理感ある理念を提唱

当時、綾町は夜逃げの町といわれていた。山を切らせないために、宇宙の成り立ちから土から山とか川のつながりを勉強していく。父はいろんな本を読みながら、「山やら川やらのこんな近くにながらなんもしらなかった。山は誰も肥料をやらない。誰も耕さない。小鳥が糞尿をして実をつける」と言っていたことを思い出す。ひとつのまちづくりに哲学と理念があった。父が町長を辞めて35年も経つのだが、「綾にくるとピンと背筋が伸びるような理念を感じる。西日本の横綱である街だ」と評価された。

本物という哲学にこだわる

とにかく、誰も気づいていないときに、やっと化学肥料や農薬ができてきて農業が楽になると言われた時代に自然生態系農業を提言した。父は「本物」という言葉を大事にしていた。では、何が偽物で何が本物なのか。父は「人を騙さんもん。自分中心に生きないこと。地球の環境を汚さないもの」と言っていた。

地元の人たちも本物センターには誇りを持っているし、「変なものを本物センターに出したらいかんじゃないか」という。生産者と消費者とが顔が見えていれば、どこの国の産なのかを書かなくてもいいことになるのだが、そういう関係を私たちが描いて、身を守っていくことが大切である。私自身、(松川町の)関さんからりんごを送ってもらっている。きっと、いい果物を作るところだろうと思っている。そういうことが、人づてに伝わることもあるんじゃないか。

8/8 宮崎県綾町

綾町役場 農林振興課有機農業振興係の皆様のお話し

初田学町長挨拶 有機農業を進める3つの条件がある。

まず、第一に強烈なリーダーシップを持っている人がいた。50年前も前の郷田實という国の政策に逆行しても木を切ってもいかん、慣行農業で農業を改良して生産しようというときに安全・安心という強烈なリーダーシップをとっていた。1975年に自然を守る条例を作って国のJASの10年以上も前に条例を制定した。これが一番である。



第二に、ひとつにまとまるためには大きくない方がいいと思う。綾町はいま6,800人ちょっと。当時は8,000人。皆顔を知っている。情報も入るし、ひとつにまとまる。単独のJAがひとつ。一つになれた条件があった。

3つ目が地形。綾は中山間地である。山があり、大地があり、平らなところはキュウリなので慣行農業だが高台に錦原という有機農業の中心地がある。さらに綾は上に大地がある。ここでは自然栽培をされている。自然の枯れ葉を使っている。自然栽培、有機農業、慣行農業という地形でやっている。松川町についてはグーグルで見せてもらったが盆地が。木曾山脈と南アルプスがあり、自分たちでコントロールできる町になるので、あとを継げるのではないかと。我々もやらなければならないことがある。有機農業で儲かる場所にいけないといけない。行政をあげて町をあげて取り組んでいるし、本物センターもやっているが、ふるさと納税もこれといった目玉がないが、野菜が問い合わせが多い。有機農業で作っているのだから、12回送るのだが、こちらに任せるとやっている。少しずつ評価されているのではないかと。日本全体で有機農業を盛り上げていきたいと思っている。

綾町の自然生態系農業～持続可能な美しい町を目指して

主な活動なのが、1973年に一坪菜園、1976年に青空市場、1988年に条例、1989年に本物センターが開設。農業基本法が制定された時期とかぶっている。自然生態系を活かし育てる町にしようと。化学肥料、農業等の合成化学物質の利用を排除すること。遺伝子組み換え作物の栽培を行わないこととしている。土の力を最大限に利用する。安全・安心できる農産物を生産。

消費者に信頼される綾町農業

具体的に土づくりでは土壌診断をしている。次に有機質の肥料を使って深く耕し土壌消毒はしない。畜産団地で堆肥を流通。家庭の生ゴミも自給肥料供給センターで生ゴミ堆肥を作る。そして、燃えるゴミは出さない。そして、家庭から出て来る尿尿も液肥にしている。

すべての農産物でJAS、有機農業推進法に基づく有機農業、最後が有機農業推進法に基づく有機農業をしている。認証まではしていない農家ものがある。そして、綾町の条例に基づくものである。

認証は栽培管理簿を作成する。センターで審査を行いランクを付けて本物センターに出荷する。

認証基準は2つある。認定外が基準がない場合。シールでランクを付ける。

町が有機JAS認証機関となっている。これは、大臣の認定を受けている。全国では認定機関になっているのが珍しい。高齢化でやれない人の土地を受託して管理する農業法人を26年6月に設立、令和4年8月に解散予定。

郷田前町長の住民自治が内発的意識誘起を

なぜ、(生態系農業を)しなければいけないのかについて町民の意識が違う。また、移住する人には、ゴミを循環しなければならぬということをご案内をしていることからスタートしている。住民説明会を介して理解をしている。まちづくりの座談会と有機農業の座談会があってその2つで意見を交わしている。前々町長(郷田)が自治公民館制度が住民自治であるとし、それから同時にやっている。「綾町こども憲章」でも教えているので、子どもの方が頭にあるかもしれない。

8/8 大分県臼杵市

臼杵市役所 農林振興課 有機農業推進室

ゆうきの里に向けた取り組み

臼杵市の人口は35,000人、高齢化率が40%を超えている。本市は山が多く水源の涵養機能を維持する上で農業と林業とで循環社会の構築を目指している。ゆうきの里づくりに向けて色々としているが、議会も理解をして議会提案の条例や協議会の中できめ細かく推進している。

「ゆうきの里づくり」ということで有機農業、森林資源、水資源の3つで持続可能な循環型社会を目指している。平成14年に振興公社を設立。この頃から有機農業の推進を始めている。平成19年にほんまもんの里農業推進センターを設立。平成22年8月に堆肥センターが完成し、以来、自然に近い堆肥を作っている。

ほんまもん農産物を独自に認証

「美味しく生命力のある農産物を食卓に」ということで、平成22年に議員からの提案で条例でできている。これをもとに臼杵市ほんまもんの里の基本計画を策定している。基本計画では、安全・安心が臼杵市の有機農業である。そして、有機農業の振興、地産地消と都市交流と国際協力としている。

ほんまもんは、臼杵市の独自認証である。「大分有機農業研究会」に委託してJAS認証をしている。今年度は、資料の審査だけとなっている。もう制度ができて11年になっている。果樹農家は農薬を使わないので厳しいので何人か辞めている。ほんまもんは2haが21haとなり、90haが有機農業をやっている。農産物の取り扱いは市内で13ヶ所、市外28ヶ所。吉四六市場もあるのだが、Aコープがイオンと提携してイオン系列で吉四六市場で売っている。

臼杵では遊休農地問題はない

現在、認定している50人のほとんどが高齢者である。トップが92歳。有機農業でも後継者が必要なので、地域起こし協力の隊員を育ててカバーしようとしている。



堆肥センター見学

平成22年8月に堆肥センターが完成し、以来、自然に近い堆肥を作っている。N、P、Kの含有量は1%未満である。土壌改良剂的なものとなっている。原材料を1トン当たり300円で買っている6か月という短い期間で堆肥を作っていることである。このため破碎機に入れて[石や豚糞に入っているトウモロコシの芯等]選別をして木の繊維を細かく磨り潰している。ここでほど堆肥に近いところで持っている。そして、豚糞を混ぜるが、植物と豚糞が8:2で混ぜる。そして、完成したものは良い菌が均一化されている。これを一次発酵槽に戻している。1日に2~3mずつ堆肥を山で動かして、60日間かけて発酵促進している。隣に脱臭槽がある。もともとJAが豚舎を持っていた。そして、「臭いをなんとかしてくれ」というところで、臭いをダクトで吸い上げてスリットから上で臭いを閉じ込めているのだが、堆肥センターは開設してから臭いへの苦情は一度も起きていない。なお、二次発酵槽は通気はしていない。しなくても発酵することから、いま、改修工事をしている。ここで堆肥は70~80℃を超す。そして、2カ月で完成している。

堆肥の販売は市内農家には格安で

農家で堆肥を持ちに来てもらっている。5,000円/tで売っている。市外の人には売っていない。一方、袋入は10kgを300円で販売している。こちらは市外の方でも購入できる。堆肥を大量に入れたい人には農林振興公社に委託すれば運搬から散布、耕起もしている。

PRしていただいたためか、このところ視察が続出している。別府にアンテナショップを設けたりしている。消費者の需要を作ることが鍵であり、子どもが有機を評価してくれればいいと思っている。

この堆肥は窒素、リン、カリの成分はない。このため、農家が調整することとしている。ただし、ピーマンは根張りがよいか木のようなふうに根が張っている。

8/10 長崎県佐世保市 菌ちゃんファーム

菌ちゃんファーム 吉田俊道氏



佐世保市の山の中。棚田の広がる場所からさらに奥へ進み、山の中の畑といった感じ。標高は340m。若い従業員や研修生の方が何人もいて、お仕事されていました。離農されるかたの農地を購入&山もついてきて、栽培しているとのことでした。

圃場をぐるっとまわり、緑肥にするとして、セスバニアが大きく育て、太陽熱マルチを行う。肥料が高騰しているため、草や竹、木を入れる農法を広げていきたい。自然農で行う場合、草や木を入れて行くと、エサがなくなるまで栽培し続けたいともったいない。忙しくてそれができなかったが、従業員も増えてそれができる。野菜は加工(パウダー)にして販売しており全国から注文があり、乾燥機の見学も。

以前、講演会でお話いただいた、生ごみ発酵のたるもたくさんあり、いつも通り食べて、研修に参加いただいた皆さんも食べていました。

今回、栄養士さんが見えているようなのでと、学校での取り組みについてお話しいただきました。子供たちに煮干しを食べてもらうことで35度台だった子供たちの体温が36.5度まで上がり、免疫力が上がるという話でした。その体温も8月と3月は下がる。給食がないから。中央小の給食は出汁をとるのにも煮干しを使ったり、普段からしているので、もしかしたらそんなに変化が見られないかもしれないが、そういったことに取り組んでみてほしいとお話しいただきました。

有機農業ということではなく、この方法で作ったら、おいしいんです。土の中を発酵させればいい。そのポイントが今はわかったんです。苦労なくていいんです。官民挙げて取り組んで欲しいと思いますとお話しいただきました。

参加者の今後の取り組みについて

- ・負担が大きくならない中で個人でできることを試してみたい。政策提言に活かしていきたい。
- ・地元にある草、木、竹、炭、かんてんばばの副産物等の有効活用で環境にやさしい農業を行っていきたい。
- ・菌ちゃんファームをみて、作物に影響がなく、生態系が守られて益虫が住める程度の草は生やしても良いのかな？と草退治の時間と労働力の有効利用のバランスで無駄な作業の省力化も必要かなと思います。
- ・有機で育った野菜は栄養、味が増すとの為、益々学校給食への提供を増進させ、体温もあげて、子どもたちに健康で健康で元気な町づくりに少しでも協力したい。
- ・栽培圃場での有機を進め、ゆくゆくは全て農薬、化学肥料なしで育てたいと思う。学んだことをなかなか仲間に周知する機会がないことが悩み。
- ・家族に吉田先生の本を渡し、げんきっこ振替を孫に食べさせる。煮干しの粉末、みそ汁に入れ食す習慣をつける。
- ・今後の推移をみる中で、必要に応じた政策提言を行っていきたい。
- ・給食への「煮干し粉末」「ミネラル含有塩」の献立導入は、児童の体温や血液検査を行いながら実証し研究していけたらと思います。また大学等で研究提携し、実証検証を導入し町民へ研究結果をお知らせすることも重要。松川町としてどんな子供に育ててほしいのかという「食育基本法」に即して実践出来たらよいなあと考えます。
- ・自宅では人参の皮はむかない。煮干しの味噌汁を毎日飲む。有機の野菜を選んで使う。
- ・牛久保さんの「家庭菜園講座」に月1回行く。
- ・給食で使用した有機野菜の調理データ、味についての記録を残し、次に活かす。それを生産者の方にフィードバックし歩み寄る(関係を強く持つ)
- ・この取り組みを住民レベルで共有するためには、作るだけでなく提供することが必要。料飲組合や清流苑での提供を実施。
- ・家庭菜園でまずは取り組み、その輪を広げていくことは可能ではないかと思っています。

参加者の今後の取り組みについて

- ・まずは野菜を作ること。安定して野菜を作れるようになって、学校給食に提供できるようになりたい。
- ・菌ちゃんファームの自然農法も実践してみたい。
- ・農業委員とみらいとで連携を図りながら、遊休農地の集積を行い、有機農業を拡大する。
- ・富士森ガーデンのような菌ちゃん圃場をつくり、有機農法の技術を町中へどんどん広げていき、また今後設立予定の法人で指導員を設置するなどして知識のある人を増やし、果樹だけでなく「安心・安全の野菜」が売りとなるまちづくりができれば良いと思った。そうすることで農地自体の需要を高め、荒廃農地の減少につながれば、良い循環が作れる。
- ・「食べたもので体も心もできている」ということをもっと多くの方に伝えていきたいです。土も体も同じで病気になったから直すのではなく、病気にならないための体づくりが大切だと考えます。何をどのように選んで食べるのかということが重要になるため、多くの方に意識してもらえるように様々な方法で広報など行っていきたいと思います。また有機農業や土づくりの大切さなどについても広報していけたらと思います。
- ・綾町の理念、臼杵市での施設の運営、両市町で取組む認証制度を松川町の中に落とし込んで計画を立てていき値行きたいと思います。認証制度は町だけでなく、伊那谷全体で考えたいと思いますが、まずは松川町で。
- ・有機や環境保全を取り入れて、農地管理とたい肥センターの立上げを組み込んだ提案ができるとういと思います。

